

58

308

朝鮮近情

○	○	○	○	○	○	政體
○	○	○	○	○	○	地方政制
○	○	○	○	○	○	法律
○	○	○	○	○	○	宗教
○	○	○	○	○	○	人を擧るの法
○	○	○	○	○	○	地理
○	○	○	○	○	○	人民の氣風及風俗
○	○	○	○	○	○	政黨
○	○	○	○	○	○	氣候
○	○	○	○	○	○	國人種族
○	○	○	○	○	○	國勢治革史

王家附大院君の履歴

026425-000-2

特28-626

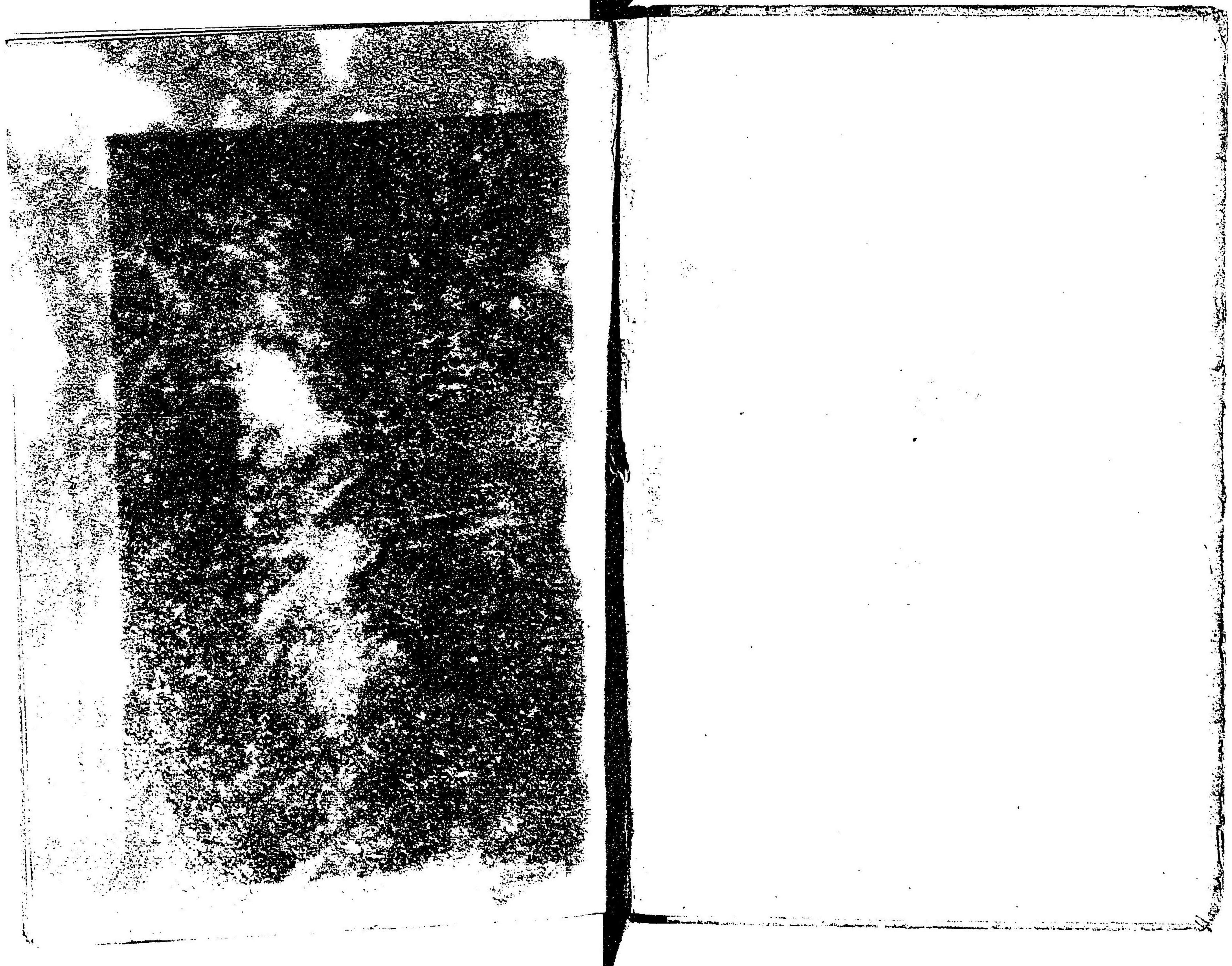
朝鮮近情

根村 熊五郎／編

M15

ADD-0078





朝鮮近情引

朝鮮事起。前途未測。知其事情。定爲今日之急務。今撮其要。實爲一卷。以便省覽。若夫國勢。民情。財政。外交。及治亂興廢之詳。付之他日編述。此不具載。而政制之概。風土之畧。亦可以見矣。

明治十五年八月

編者識

朝鮮近情目次

- 政體
- 王家附大院君の履歴
- 地方政制
- 兵制
- 法律
- 租税
- 宗教
- 國人の種族
- 人を擧ぐるの法

○國勢沿革史

○地理

○氣候

○人民の氣風及び風俗

○政黨

朝鮮近情目次 終

朝鮮近情

○政体

朝鮮國の政体の素より君主專制にして大臣參政如何ある  
准則を案してあれを建白するも君主聽かざれば施行する  
能はず君主惡政を行ふて臣下あれを諫るも君主用ひざれ  
ば又如傳達するもあし唯だ間接に君主の擧動を制す  
るものゝ數百年來朝野に行はるゝ古習舊慣之力あるのみ  
故に明主出るときゝ國民無限の恩澤に俗し暴主出るとき  
國民手足を措くに處なし政ハすべて其人に從て消長す

る  
り  
の  
と  
ふ  
べし

官衙かんやの大政府の外に六曹を置き事務を分掌わかれつかうす曹とと日本にていへば省の如きものあり六曹の名及び分課わかれくの左の如し

第一 吏曹 官吏の進退黜陟しんたいしよせきを司る唯各道の鎮台のみみの王自からあれを命し其餘はにすべて吏曹あれを令す

第二 兵曹 兵馬の事を司る驛遞事務も亦これに属す

第三 戸曹 一國錢穀せんこくせんこくの事を惣理し且戸籍とせきを司る

第四 禮曹 禮式祭典等の事を司る學政がくせいも亦あれに

属す往時むかしの外務も禮曹にて取扱ひしがいふ

第五 工曹 建築營繕けんちゆうえいせきの事を司り且王宮の事を管す  
但し外に承旨じゆうしといふ官内官僚くわんないくわんりょうありて王の言行こうごんの承旨が記録するものとす

第六 刑曹 刑罰及び訴訟しゆそうの事を司る

右の外に左の一衙門あり  
統理機務衙門 外交事務わいこうじむを總理す此衙門かんや一昨年新に置きたるものなり今いま廢せしや否ぶを知らず

官吏組織の大概を擧れば左の如し

領議政　國王の下に在て政府最上の位に立つ日本にて  
いへば太政大臣の如し

左議政　領議政に參輔して政を奉行す即ち日本の左大臣の如し

右議政　日本の右大臣の如し

左贊成

右贊成

左參贊

右參贊　各二人合して四名ありこれを輔國太夫といふ

日本にていへば參議の如し

六曹判書　判書八曹の長官にて日本にていへば各省の  
卿の如し

六曹參判　判書を輔佐す日本の各省の大輔の如し

參判の次に參議其次に正郎其次に佐郎等の屬官わりて  
各其職を分掌す但し判書以上は必ず貴族に限るの制あれとも參判の士族にてもこれに任するものあり  
官吏の俸給の成規に於ては甚だ薄し今一例を擧れば輔國  
太夫の月俸の如きは政府の米倉より給する所僅に米三石  
と豆一石あり蓋し朝鮮の一斗の凡そ日本の五升に當り二

十斗を以て一石とあすがゆゑに米三石の日本の三石豆二  
石の一石に當るものとす斯く官吏の薄俸ある由來へ我が  
豊臣太閤の征討以前まで輔國太夫の祿米月に六十石あ  
りしも兵亂の後財政困難を極めこれに加ふるに清兵の入  
寇に遭ひ政府の群官を養ふこと能はざるの場合に陥りし  
ゆゑ偏に節儉を旨として次第に官吏の俸祿を減しこれを  
半額に減し又四分一に引下げ遂に輔國太夫の祿の如きも  
遂に六十石に易ふるに六十斗(即ち三石)を以するに至れる  
なりされば其祿の徃年の廿分一に減したるものといふべ  
し苟も一國の顯官にして斯くの如き微祿を以て家を成じ

職を奉するに耐ふるものにあらざるゝ固より論を誤ずと  
いへども亦別に歲入の道あり即ち夏冬二季の方物是れあ  
り方物との國中の人民が都て政府の上官に地方の產物を  
進呈するの事にして夏季の團扇、帷子、蚊帳、麻布の類冬季の  
絹帛、皮革、冠、履、紙、人參の類各地方に従ひ其品の固より一様  
ならざれども人民よりこれを進呈する恰も國庫に租稅  
を納ると同様の成規にて決して慢にこれを缺き若くは減  
するを得ざるの慣例あり故に輔國太夫の家に進呈する方  
物を細に價に積立るときには一年二万兩(凡そ日本の六千  
圓)に下らず輔國太夫以上以下皆差等あり朝鮮の二万兩の

凡そ日本の六千圓に當れば相應に豊ありといふべし又一度輔國太夫等の顯職に任するときへ退職の後もたゞ政府より米祿を得ざるのみにして方物の生涯これを敬頤したる上死後尙ほ三年間は其例を廢せずといふ  
官吏の等級を分て十二とあす官吏の罪を犯すも直にこれを捕縛するを得ず必ずこれを政府に告げ刑曹に呼出すを以て例とす又官吏四等以上ハ輜輶に乗るを得れども以下ハ之を許さず

### ○王家 附大院君の履歴

目今之王家の姓を李といふ我が紀元一千零五十二年(元中九年)其祖李成桂基を開きしる今に至るまで相續す今王の名を熙といふ李熙王の父を李夏應といふ國人尊稱して大院君といふ即ち是れなり本年七月の改革後政權をすべて大院君の手に属する者に似たり蓋し其履歴の世人の知らんと欲する所なるべければ左に其大畧を擧ぐ  
大院君の地位の高貴あるのみにあらず其天資剛強にして爲すあらんとするの人物あり今を距ること十九年攝政の職にに任してか政府の萬機を掌握し一として意の如くせ

ざるなし所謂徒へば歎し徒はされば殺すの主義を執り全國を威服せしが就中外國の人を忌み外國の事物を惡み其跡を國中に絶んとする畢生の心事にして苟も怠慢あるなどなし是より先きに佛蘭西の耶蘇教師が支那の陸地より朝鮮の内地に入り漸く教化する者あり大院君の此を惡むと甚し乃ち耶蘇教追捕の令を下し凡そ國中の人民耶蘇教を信する者男女老幼の別あく皆あれを捕へて死刑に處し其三族を夷して遺類ある事なし蓋し耶蘇の信徒の其實甚だ多からざりしといへども其罪の疑はしき者を殺し又其親族をも殲すの法あるが故にあれが爲に命を落した

る者殆ど其數を知るべからず其刑戮を行ふの時に方てれ毎日刑場に於て斬首せらるゝ者百名に下らざりしと云爾後大院君の鎖國の政畧に心を尽し様々に策を施せし中にも最も著しき我が慶應の末年令を國中に下して京城及び各州郡の市場等人民の幅湊する地を撰み必ず石碑を建めじめしが其碑面に洋夷侵犯。非戰則和。主和賣國といふ十二字を刻ましめたり其碑の數凡そ千を以て計ふ行ふあと五六年にして漸く國中に遍く大に鎖國の氣風を振起し又同時に國中の墨工に命して墨を製するに必ず右の二字を印せしめ若しも此印字あき墨を賣る者罪に處す

るの法を設けたるが如きハ鎮國に熱中するの精神亦た厚  
しといふべし我が明治六年大院君ハ故有りて政權を返せ  
しが其後とても主義の嘗て動かず或い顯官等が開國の利  
を語る者あれバ必ず辭色を變じ尙も我が大朝鮮國に居て  
改進開國を利とする者わらば先づ國中洋夷侵犯の石碑を  
倒して然る後にあれを語れとたゞ一言の下にあれを横斥  
して再び其人を見ずと云ふ嘗て聞く大院君の裏きに攝政  
たりし時家に在て左右に使役する給事にハ常に二三の姫  
子を撰みあれを用ひたりと蓋し密談を他に洩さるるの新  
工夫にして其計畧に陰密にして猜忌の甚しき亦た以て知

## ○ 地方政制

全國を分て八道とあす(八道の名地理の部に見ゆ)八道に各  
方伯一名ありこれを觀察使といふ文武の權を兼ぬ其次に  
都事一名裨將六名あり都事は文官にして政府とれを命じ  
裨將は觀察使の命する所にして武官あり八道を分て州府  
郡縣とあす但し州中に府あり府中に郡あるの組織にあら  
ず唯だ地方人口の多寡に従ひこれを區分して名を命する  
者にして四者各獨立するものあり州の長官を牧使といひ  
府の長官を府使といひ郡の長官を郡守といひ縣の長官を  
縣令若くは縣監といふ又長官の次に位する者を坐首とい

ふ必ず其地の郷族を用ふ其他の小吏は皆常民より擧げら  
るゝ者あり今平安道の一一所を擧げてあれを例すれば左の  
如し

平安道　觀察使一人　牧使二人　府使十四人

郡守十二人　縣令六人　縣監五人

各道に又鎮臺あり鎮臺は兵馬の事を管するのみにあらず  
政務訴訟等も亦其の關與する所にして甚た威權あり

○兵制

十六

在昔の京城に五營を設けて兵員五万と稱す今ハこれを二營に合して七千七百の兵現にこれに屯すといふ然れども兵制軍器共に見るべき者なし此中洋風兵制を傳習せし者二百名許あり是ハ日本より陸軍中尉堀本氏を聘し訓練を受けしものありされども此洋式兵とても洋服洋帽の輕便を用ふるにあらず依然として國製の大笠寬袍を着するがゆゑに銃器を取扱ふに甚た不便を極むといふ又洋風銃器の數を推測するに大砲四門スナイド製銃百八十挺此外二三度日本より小銃を買入れし事もあれど何れも少數なれ

バ大約五六百挺(鳥銃ハ此外)に過ぎざるべしといへり其餘ハ皆本國固有の兵器のみ

武官ハ大將を以て最上に位する者とし次に兵馬節度使次に水軍節度使次に營將次に中軍次に監牧官次に別將等めり但し文官を兼ねる者甚た多し故に兵制整はずして用に立つべき者極めて少し

各道にも兵營を置き節度使を遣してこれを管轄せしむ故に各道に節度使(兵馬水軍を合して二三名宛あり前章に所謂鎮臺といふ即ち是れなり

兵士ハ皆常民より徵集す全國の壯丁ハ兵役に服するを否

十七

とを問はずすべて徵兵簿に載するを以て其數甚だ夥<sup>おびただし</sup>きやうに見ゆれども是等の人は皆眼に銃器を見たることさへあき徒<sup>徒然</sup>なれば決して軍陳の用に供するに足らず其華法<sup>かたりの法</sup>も亦甚しがいふべし

### ○法律

朝鮮に於ては政府刑法民法を定めて人民に明示<sup>あらわに示す</sup>することある。したゞ政府に慣行の法ありてあれを行ふ凡る死刑を行ふに四様あり第一貴官は密に礪石等の毒薬を飲ましめて死に就かしむ第二軍隊整列の上大將令を下して首を刎<sup>く</sup>ぬしも第三罪人を郭外に引出し十字架に縛し賤民に命し其頭を断つ第四反叛<sup>かほん</sup>人は先づ其首を刎ねたる上其手足を研りこれを梶して以て世人の船<sup>かみ</sup>とす是れあり但し第二は京城に於てのみこれを行ひ其餘は各地方皆これを行ふを得るものとす

刑事ハ兵部裁判官これを裁斷す文官ハ其事を吟味するを得れども其罪狀を得たる後ハ必ずこれを兵部裁判官に渡すを法とす民事の訴訟ハ地方長官これを審理す若しこれに服せざるときハ各道の鎮臺刑曹判書國王に上告するを得る制なれども人民官吏の威權を畏て敢て上告する者なこと云ふ但し瑣末の事件ハ里老の之を裁決するに任す顯官等の犯罪を糾弾する法衙を禁府といふ禁府の官吏ハ王の自ら命するところあり又反逆人及び國王を誹謗せし者も亦此禁府に於て裁判す此二罪を犯す者は族を殲して斬ることあし

凡そ裁判の仕方ハ長官自から手を下して吟味することあるべく都てこれを附屬の小吏に委す小吏吟味を遂げし上書面を以て上申すれば長官これに據りて宣告をあすのみ故に小吏の威權甚た熾にして其弊言ふべからざるものあり猶御の如きハ殆ど公行すといふも敢へて不可なきものゝ如くにて假令罪を犯すも若し小吏に金を贈れば必ず免るを得るゝ國民の普く知る所なりといふ

拷問ハ今尙盛にこれを用ふ小吏これを濫用するがゆゑに無辜の民命を落し且綿密の吟味を要すべき罪人もあれがため中途にて死し遂にそのまゝにて事済みにあるも少か

らず畢竟拷問の遺恨を以て我に敵抗する人を苦しましめ又  
賄賂を遣らざりし小民を虐殺するに過ぎざるものゝ如し  
凡朝鮮國に於て用ふる拷問器の六種あり木板、棒杖、海老責、  
釣上、鋸引、肉切是れあり木板の罪人を地に伏せて檻の板に  
て脛を撻つをいひ棒杖の罪人を裸體にして杖を以てあれ  
を撻つをいひ海老責の罪人の體を曲げて緊く縛るをいひ  
釣上の罪人の手を縛して高く釣上げ下よりあれを撻つを  
いひ鋸引と馬の毛を以て造れる鋸を以て罪人の脚を引  
切るをいひ肉切の斧を以て罪人の肉を片々截断つをいふ  
是等の殘酷を極めたる拷問を受けたる者は死に至る者甚  
なりといふ

○租税

朝鮮國租税の法は峻陥あるもの甚た多し成規に於ては五族の論あく(五族の事は未に見ゆ)田土を有する者は皆税を納るの法にして穀物を納るも又は穀代に易ふるものいづれも納稅者の隨意にて其の稅額の名は甚はた寛あるが如くなれども地方官吏の私を働くこと甚た隨意なるゆゑ結局人民の頭上に課するものは甚た重きの實ありこれに加ふるに彼の方物等を以てするがゆゑに苟且に朝鮮官吏等に課稅の厚薄如何を問へば支那の井田の法よりも尙寛あるが如くに答ふる者あれどもそは唯中央政府の國庫に納る

ものゝ薄きのみにて正租の外の雜課を枚舉すれば五公五民の内外あるべしといふ

田租の外に戸布といふものあり毎戸布を織て納るの舊慣ありしどいへども今は錢を以てこれに易へ布はたい其名を存するのみとあれり是れは全國の毎戸必ず免るべからざるの成規あれども戸藉法分明あらざるがゆゑ官吏の其間に在て私曲を働くこと甚た容易なり戸布は朝鮮國中の每戸といふ成規なれども京城幾万の人戸にはこれを課せず蓋し京城には貴顯等の有力家住居する者多きの故を以てこれを除くなり以て官吏か私を働くの一例とあすべし

租税の實際も苛酷なる上に尙ほ時々献金を命する事ありこれを願納といふ政府にて臨時に金を要する事あれば國民の苟も資産ありと認る者に説諭してこれを上納せしむ若し命に従はざる者あれば罪必ずこれに及ぶがゆゑに名の説諭といへども其實の脅迫のみ然れども政府の尙ほ外面を裝ひ本人をして献金の義を出願せしめてこれを聞届くの体を作る是れ願納の名ある由縁あり此願納の爲めに國中の富豪が僅に其資産の幾分を失ふゝ尙ほ忍ふべきも中にて政府の限にて何某を富豪なりと認めて其實の富豪ならざる者あり或ひ人民相互に平生私怨ある者が此願納

の機を利として政府に其富豪を認告し爲めに大に願納を説諭せらるゝものあり若しも斯のとき不幸に罹りてり家産を空ふして尙ほ願納の金額に不足することありといへども政府より一たび内命を下したる者へ決してこれを免さず是に於て先づ願納者の家産を没入して不足の高のこれを其親族に分賦して納めしむこれを族徵といふ古來此の願納の爲めに破産したる者頗る夥しいといふ

## ○宗教

朝鮮の宗教は儒佛二様にして儒教最も盛あり凡そ國中王  
子の童子といへども孔子の尊きを知らざるものなし佛教  
も支那より入來り漸く全國に汎布すといへども大抵賤民  
の間にのみ行はれ上流の士君子に之これを信するものな  
し蓋し佛法の朝鮮國に表へたる其由來ある事にして今  
より五百年前、前政府王氏(即ち王建の裔)の時代に之王家を  
始め上流の士も大に佛を信しこれを尊奉すること厚かり  
しかども今の李氏代て國を領するに至り李氏の政府は廢  
佛の主義にして革命の後一時にこれを擯けてより全國の

佛道次第に衰微して遂に回復するを得ざるに至れるあり  
今日にても國中稀に寺院の洪大なる者あきにわらざれど  
も必ず前朝(王氏の政府)の時代に建立したるものにして五  
百餘年の古跡たるに過ぎず今日へ唯た其頽敗に往するの  
み

僧侶の權力甚た微にして殆ど士君子と齒するを得ず唯  
鰥寡孤獨の繰る所あき者が出来して僧となり僅に賤民の  
恩惠に依頼して生活するのみのことあれバ佛者に人物あ  
きへ固より自然の勢にして朝鮮の國法に於ては僧侶とい  
へども兵役を免れずといふ此の一を見ても佛法の振は

ざるを知るべし又一奇事と稱すべきハ尼<sup>アヒ</sup>の寺中の尼室に住するを以て常とあすが其行多くハ淫猥にして世人のこれを輕視すること殆ど娼妓に異あらずといふ

朝鮮にて奉する孔子教ハ五倫を守るべきの外に敬天の一主義を加へたるものあり故に旱魃<sup>ハリ</sup>洪水等に際してハ獸畜<sup>ウツクシ</sup>を屠りこれを供して神に禱るを常とす此式ハ地方長官先づこれを行ひ其效なきときは大臣これを行ひ尙ほ其效あるときは賞<sup>ハセダ</sup>を蒙るといへども若し效なきときは其譴責<sup>ゼムサツ</sup>を免れず或ハ其官職を謫<sup>ハシメ</sup>はるゝに至る又家人病に罹るとき

ハ必ず物を供して神に禱る其他日の吉凶及び前兆等を畏<sup>ハラフ</sup>れ室内に決して火を断つことあし其火若し滅するときは以て凶兆<sup>ハラハラ</sup>とあし眠食を安せずといふ

○國人の種族

三十二

往時の唯だ貴族と常民の二種ありしのみありしが今時の國人の種族を分て五等とあす即ち左の如し

第一 貴族

累世公卿の子孫にして政府最上の官に就くべき者なり其數一千戸もあるべしとのとなれども詳ならず大抵皆京城に住居す或い忠清道、慶尙道、江原道等に家する者もあれども其數僅々のみ此一千の貴族貧富一様あらず名の貴族にして其實の寒族なる者多し事實勢力を有して顯官に昇る者

の京城の貴族中に凡そ一百家もあるべきのみ都て貴族の兵卒に役せらるゝことなく選卒の犯すべからざるものにても威權甚た大なり但し罪を犯すとき其稱號を褫はるゝといへども反逆或い誹王の大罪にてもたゞ其身と其家限りの事にて其親族にの差構なし又微賤者と婚を通する者の貴族の稱號を褫はれ子孫に至るまでこれを復するを得ず又貴族のみ馬に乗るを得るの成規にて道路あれに逢ふ者の必ず

敬禮せざるべからず貴族の前にてハ烟を  
喫するを許さず其体に觸るゝを許さず國  
人これを犯すときハ罪を免れずといふ  
第二 士族 其數甚だ多くして詳にすべからず國中到  
る處として殆ど士族あらざるハあしとい  
へども京城に居る者最も多し其服飾も貴  
族に等しく教育交際も固より相同し唯官  
に就くに當り其昇進の限に至れば更に昇  
るべからざるものありて決して長上の官  
に就くを得ず

第三 中族 士族に亞ぐ者にして貴族士族と服飾の區  
別あり辨察官等ハ中族より出るといふ其  
他通事、算學者等皆中族なり

第四 鄉族 專ら地方に多し日本にていへば戸長の  
如きハ皆郷族より出るの風あり

第五 常民 即ち平民の事あり常民ハ他族に比して其  
等級の下るほど甚し服飾等を殊にする  
勿論他族に對してハ應對稱呼の語にも上  
下の別ありあれに加ふるに朝鮮國の刑法  
寛あらざる中にも常民罪を犯して其事若

も郷族以上に關係するときハ特に刑を重くしてこれを罰するの法あり常民の壓制を蒙る以て知るべし又常民に富豪の者あるも其錢穀を郷族以上に貸すを好まず止むを得ざる場合あるも様々に口實を設けてあれを避るといふ亦以て郷族以上が常民を凌虐して往々掠奪同様の惡風あるを

### 測知るべし

貴族以下五種族の區別甚た嚴にして尊てこれを素ることな毛其交際も自から其同族中のみに限り決して他族に及

ぶことなし少童竹馬の遊戯にても相互に分るものゝ如し就中男女婚嫁するに他族よりせざるの慣例にて此慣禮ハ決して破るべからず上下の別極めて嚴ありといふべしこれを要するに貴族の士族を壓し士族の中族を制し中族より郷族に及び郷族より常民に及ぶものなれば常民の四重の壓力を受け其不自由なること實に言へからず常民の耕織して租稅を納め他の四族の逸居して衣食に不足することなし但し此四族も非役のときに常祿なしされども常民と雜居して便利を得ること少からざるゆゑ其實常祿有ると同ト事なり例へば田舎の地方に士族の住居する者

われば恰も其村落の酋長の休をあして田地を耕すにも村民を役すべく又村民に地を貸せば其地代に決して不納あることあじ或の村民に薪炭を納めしめ牛を牧せしめ甚しきり己が私用にて他行するとき無質にて駕籠を擔かしむるに至るものあり是れ皆常祿に當るものにして有祿と實を同ふすといふべし故に人戸多からざる村にして不幸にして士族の來住する者多きとき其村にこれが爲めに滅亡するに至るものありといふ

朝鮮國に於て兵卒に服する者ハ悉皆常民のみにして他の四族ハ常に將校たるを法とす現に兵營に屯する七千七百

の兵卒も皆常民のみあり朝鮮國に於て常民ほど不利あるものハあらずといふべし

常民の外に又一種の民族ありて常に獸皮を取扱ふを以て業とあし他族と相交らず人々皆其汚れたるを厭ひこれを戰むこと恰も往時日本にて穢多を遇せしが如しといふ但し其人數ハ多からざるものあるべし

## ○人を擧るの法

朝鮮に於ては國人の學力を試みて官を授くるを常規とす  
これを科學といふ科學の試文に六體あり第一詩、第二賦、第  
三表、第四策、第五義、第六疑是なり蓋し義といふ書(大學論語  
孟子中庸)の義を明にし疑といふ經(詩經書經禮記)の疑を解  
くことありといふ古來科學の法を定ること斯くの如くあ  
るがゆゑに全國學校の規則も家塾の教授も皆此の風に從  
はざるものあく苟も子弟が就學の齡に達すれば父兄の望  
む所も教師の教ふる所も唯科舉の文を能くせしめんとする  
に熱心して餘念あるふとあし故に若しも年長して能く

せざる者われば鄉黨これを笑ひ朋友與に齒せず父母の憂  
嘆教師の失望實に際限あることなし或い文を能くせずし  
て武を以て出身する者あるも彼の武人ありとて人皆これ  
を賤むがゆゑに子弟武舉を願はず武に擧けられたる者  
政府に在て文官と相對し其官位互に相當するも右文左武  
の風盛にして第二流の地位に居らざるを得ずあれを要す  
るに朝鮮は詩賦文章の國にして政府の力も人民の力も空  
詩浮文に用尽して餘す所あしといふべし  
平安道咸鏡道の人々他道に異にして動すれば武に趨るの  
風あり故に政府はこれを文に導かんと欲し此二道に科舉

の法を行ふにい通常六體文の外に特に講經の一科を設く  
講經との經書を講するの義にして科舉の時に四書三經の  
本文より其正註細註に至るまであれを誦誦して其義を  
講せしめ一句不通のものわるも落第するを法とする故に子  
弟の幼年の時より諸誦に精神を費し父母あれを責め師友  
これを叱咤し通夜眠らず終日食はず其勉強實に名狀すべ  
からず往々これが爲めに病を發して死する者多し漸る習  
俗あるを以て平安道の人へ一家に三男兒われば其中に智  
力最も優れ体力最も強からんと認る者一名を撰みて讀書  
に従事せしめ其餘の者をバ農とあし商と爲すといふ文を  
べし

勤ること斯の如く一般の風を成じて苟も衣食に事缺ざる  
者あれば詩を賦し文を草せざるあし常民に至るまで同様  
にして且又科舉の法も五族の孰れたるを問はず皆これに  
應すべしといへども及第して官を授けらるゝに至れば各  
其族の等級に相當すべき地位に用ひらるゝのみにして如何なる英才俊秀にても本來の族外に拔擢せらるゝ極めて稀れあり故に早晚國人が文を尙ぶの風ハ衰微するある

## ○國勢沿革史

朝鮮國にハ正史なし史を編する事ハ嚴に政府の禁する所なり故に古來の沿革ハ日本支那の書類に據りてこれを知るの外あし一二の古史及び史書と稱する者二三種あれども皆信するに足らず

太古の事ハ邈として詳ならずといへども朝鮮の肇め未た君長あらず神人あり降生す國人これを奉し立て君主となすこれを檀君といひ國を朝鮮と号せり周武王位に即くの後箕子を朝鮮に封す世を傳ふると四十一にして箕子にいたり燕人衛滿のために逐はれて韓地に走る衛滿代て其地

を有せしが其孫にいたり漢武帝のために滅さる高氏朱蒙といふ者あり扶餘より起り遂に朝鮮の地を領し國を高勾麗と号す此朝鮮といふい今の朝鮮全國の地にあらず高麗即ち今の咸鏡平安二道邊の一部あり又箕子逐はるゝの後韓地に居り自から韓王と号す是れを馬韓といふ辰韓辨韓皆これに服属せしが後辰韓辨韓ハ新羅のため併せられ馬韓ハ朱蒙の子温祚といふ者のために滅さる温祚漢山に都し國号を百濟といふ新羅ハ其初君長あらず赫居世といふ著國人に尊崇せられて王とありしより國勢漸く盛んあり三國新羅高或ハ戰ひ或ハ和し治亂一あらず而して新羅

一方に割據して最も強し日本紀元一千五百年中新羅漢州松嶽郡の人王建其國の大に乱るを観て竊に三韓を并呑するの志あり建遂に新羅を滅し高麗百濟の地を畧して初めて三韓を統合し立て王とあり國号を高麗といふ(王建の三國を統一せしハ日本承平六年に當る)爾後數百年間無事なるを得たりしが今を距るあと五百年前王氏亡び國人李成桂高麗に繼て興り立て王とあり國を朝鮮と号す國人太祖と稱するハ此成桂の事あり成桂の王位に即きしハ日本紀元二千零五十二年にして今の王家の即ち其裔なり

### ○地理

朝鮮國ハ亞細亞洲の東南に突出たる半島國あり南北凡そ三百里東西凡そ三百里とす東ハ日本海に臨み赤馬關と相對し對馬等ハ綫に一海峡を隔つるのみ西ハ鴨綠江を界として支那の遼東に連り北ハ圖門江を界として滿州及び魯領一部に接し西南ハ即ち黃海を以て界となす

國中を分て八道となす即ち太祖李成桂の時初めて分つ所なりといふ即ち左の如し

咸鏡道

忠清道

平安道

黃海道

江原道

忠清、慶尙、全羅三道の國の南方に在り平安黃海二道の西方に位すこれを三南兩西と稱す咸鏡道の北に位し江原道の東に在り京畿道の諸道の中央なり

人口の戸籍法分明あらざるがゆゑに種々の説あり政府三十ヶ年の統計表にて、全國一百七十万戸毎戸六口として總計一千萬餘口とせり然れども此算甚だ粗にして信するに足らずといへり又壬子年中の調査にて、人口七百十五万三千八百二十六名なりといひ又一の調査に據れば六百八十五万八千五百餘名なりともいふ何れにいたせ或人

の日本の三分一乃至半といふて當らずと雖も遠からざるふとあらんといへるゝ蓋し然らん

京城を漢陽といふ京畿道に在り朝鮮國中第一の大都なり李成桂の築く所にして王氏の時、松都に都せりといへり四方環らすに石壁を以て、壁の高さ凡そ四十尺これに支那制に倣へる八門を設く即ち崇禮、昭義、敦義、彰義、肅溝、惠化、興化、光熙の八門是れあり王宮の正門を光化門といふ門内に勤政殿あり諸殿宇中最も宏壯あるものとす市街の大率狹窄にして家屋の皆矮陋を極む一見して其貧人の多きを知るに

足るといふ

港津の重立たるものゝ率ね左の如し

元山津 感銕道に在り釜山浦を距ること百五六六十里あり人戸凡そ千五六百許あり

釜山浦 慶尙道の東南に在り日本の對馬と相隔ること航路僅に二十餘里に過ぎず此地へ古來日本朝鮮貿易の地にして其地四方二里餘の大灣に臨む灣内に絶影島等あり商家を分て二區とす第一區を本町、常磐町、琴平町、辨天町とし第二區を入江町、幸町とす

牙山灣 忠清京畿兩道の間に在り船舶の入る處とす牙

山人戸三百許あり牙山より京城へル路程二十里にして其間平坦にて車馬を走らすに宜しがいふ

仁川灣 京畿道にあり灣に濟物浦あり永宗島と相對す仁川府を距ること一里あり濟物浦より京城に至るに二道あり一ハ仁川府を経て生麻浦に出づ一ハ富平を経て楊花渡に出づ是れあり

## ○氣候

氣候の平和あらず是れ國內山多くして平地少しが故あり  
大抵冬の酷<sup>ひど</sup>い寒くして夏の甚だ暑し北方圖門江の如きが  
氷合すること六<sup>ろく</sup>月に及ぶと云ふ南方も夏時尤も多雨に  
して冬の雪多くして久く消えず是等の爲めに夏冬の通路  
を阻隔し行人の憂をなす者多し  
氣候の斯くの如くある上に到る處飲冰の汚惡なるを以て  
病に罹<sup>かか</sup>る者多し就中熱病、疫病等多く胞癆又甚しく流行す  
然れども醫術開けざるがゆゑに國人これを看殺<sup>かたわら</sup>しなな  
す者多しといふ

## ○人民の氣風及び風俗

朝鮮國人の氣風の一様あらず今各道に就て概評を下すと  
きの江原道の人<sup>は</sup>溫柔質朴にして堅忍の風あり咸鏡道の  
人<sup>は</sup>剛壯にして智あり全羅道の人<sup>は</sup>狡猾にして能く權勢  
に趨る慶尙道の人<sup>は</sup>固陋强悍あれども文を好み京畿忠淸  
二道の人の概して文弱の幣を免れがたし獨り勇にして武  
を喜び男子の氣象ある者<sup>は</sup>平安道の人のみあり黃海道に  
至て<sup>は</sup>其八氣平安道に稍似たりといへどもあれに及ばざ  
る者遠しといふ

風俗の上下とも袖大きく襟長きの衣服を着足に多く草履<sup>ぞうり</sup>

を穿つ富人の皮鞄を穿つなどもあれども常あらず頭に紗にて造れる帽或い皂き頭巾を戴く貴人の帽は馬毛にて造り紐を附て之を腮の下にて結ぶ又男子の髪を蓬るおとあく延びたるまゝを束ねて髻を造り簪を髪根挿みにおれをとむ其状恰も螺旋の如し衣服は必らず粗製の麻布木綿を用ひ有位者にあらざれば綿子等を服するを得ず婦女の髪を頭上に纏ひ笄を挿む上衣は甚た短き筒袖あり腰に内袴を着す但し別に細長き帶の如き物を以て腹に巻きてあれを掩ふ貴女戸外に出ざるとき其衣垂れて地を曳く出る時必らず面帛を被り敢へて路人に顔を見せず

家屋は極めて矮陋にして多くは築葺又は苔葺なり官廬及び富家にあらざれば瓦を用ふるなどあし家の木立にておれに泥を塗り小き窓を穿つ毎戸櫻なし床下を窟爐といふ石を置み其上に土を塗る屋外に竈を設け管を以て火氣を通してあれを温むなど四時絶えず夏の虫蛆を禦ぐためありといふ(夏の虫類多くして最も厭ふべしといへば蓋しあれが爲めならん)土床の上には粗末なる油團紙或い草席を敷き諸人脚を交へて其上に坐す夜の別に寝床あく直に席上に臥す其不潔想ふべし但し富人の薄き布團衾を用ふ食物も甚た疎末にして生魚蠶魚生肉の外に蔬菜と飯ある

のみ餅子ヒツヂの大都會の外に見るあとあし國人甚た烟を喫するを好み烟管を口より離すあと殆ど稀れなり烟管の長さ二尺餘わり富める者ハシケ彌長しといふ

### ○政黨

朝鮮國には往時四黨派ありて貴族ヒサヅク皆此四黨中の一に屬し各黨相競ふて在朝の顯官を引入れ以て權力を得んと欲せしが其所業甚だ鄙劣あるのみならず其目的も亦國の爲めにする者にあらざれば決して眞成の政黨とも名づくべきものにあらず唯私怨わだごとのうらかを以て相争ふ者といふべきのみありし

近來開港の説朝野に起りしより右の外に俄に甲乙二黨の現出するを見る甲ハ日本の誘導により初て今代文明の光を見て以來忽ち活眼を開き月新の風を欽慕する黨派なり

是れを開進黨となす乙の利害もあく理非も辨せず只管外國交際を嫌忌するの黨派あり是れを斥攘黨とす而して開進黨の其人數實に寥々にして晨星の如く國中を舉て僅に二十餘名に過ぎずされに引換へ斥攘黨の盛んなるに其數雲の如く政府全面の權柄の十中の八九あれに歸して開進黨へたゞ其員に具はるのみの事ありしが本年七月の改革後の政權全く斥攘黨の手に歸し開進黨の人々は或は殺され或は奔りて復た跡をだに留めず嗚呼大勢既に斯くの如くあれべ此國の進歩へ迫る望むべからざるあり  
朝鮮近情終

明治十五年八月廿三日出版御届  
同 年同月廿四日發行

音五

編輯人 長野縣士族 根村熊五郎

出版人 東京府平民 望月誠

芝區西ノ久保明舟町  
十三番地

京橋區南鍋町  
一丁目七番地

大坂唐物町三丁目

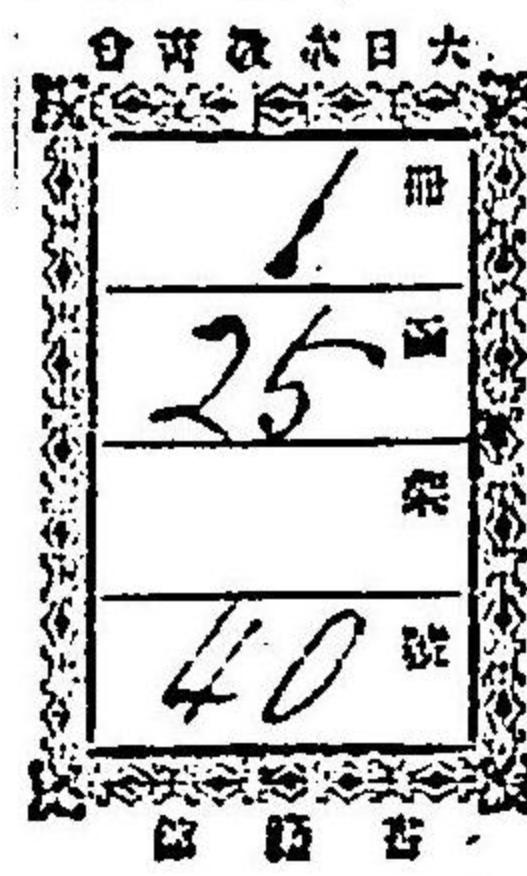
東京芝三島町  
同

大賣捌所 屋兎

東京芝三島町  
同

大賣捌所 山中市兵衛

店



東

附

大日本教本會籍書館	七	一	四	五
函	七	號	架	函

一  
冊

函

一  
號

